

○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（第二十六条関係）

改正案	現行
（一般旅券の発給の申請） 第三条（略） 2、4（略） 5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。 （旅券の交付） 第七条（略） 2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。 3 第一項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情等真にや	（一般旅券の発給の申請） 第三条（略） 2、4（略） （新設） （旅券の交付） 第七条（略） （新設） 2 前項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情等真にやむ

むを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣または領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

4| 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

(渡航先の追加)

第八条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、前条第一項及び第四項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項ただし書の申請につ

を得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣または領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

3| 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

(渡航先の追加)

第八条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、前条第一項及び第三項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項ただし書の申請につ

いて、第七条第一項の規定は当該申請に係る一般旅券及び前項の規定により発行され又は訂正された一般旅券の交付について、同条第四項の規定は前項の規定により発行され又は訂正された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(旅券の査証欄の増補)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第七条第一項及び第四項並びに第八条第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

(事務の区分)

第二十一条の三 第三条、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項及び第三項、第九条第一項ただし書及び第四項、第十条第一項及び第三項、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十九条第五項及び第六項規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

いて、第七条第一項の規定は当該申請に係る一般旅券及び前項の規定により発行され又は訂正された一般旅券の交付について、同条第三項の規定は前項の規定により発行され又は訂正された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(旅券の査証欄の増補)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第七条第一項及び第三項並びに第八条第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

(事務の区分)

第二十一条の三 第三条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項及び第三項、第九条第一項ただし書及び第四項、第十条第一項及び第三項、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十九条第五項及び第六項規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。